

衆議院 総務委員会 議 録 第 二 十 号

平成十六年五月二十七日(木曜日)

午後一時三十九分開議

出席委員

委員長 佐田玄一郎君

理事 左藤 章君

理事 滝 実君

理事 伊藤 忠治君

理事 松野 頼久君

今井 宏君

江藤 拓君

奥野 信亮君

自見庄三郎君

谷 公一君

西田 猛君

松本 純君

稲見 哲男君

須藤 浩君

高井 美穂君

中村 哲治君

山花 郁夫君

長沢 広明君

横光 克彦君

佐藤 勉君

野田 聖子君

松崎 公昭君

岩崎 忠夫君

岡本 芳郎君

小西 理君

鈴木 恒夫君

谷本 龍哉君

萩生田光一君

三ツ矢憲生君

黄川田 徹君

田嶋 要君

寺田 学君

西村智奈美君

河合 正智君

塩川 鉄也君

麻生 太郎君

山口 俊一君

小西 理君

松本 純君

石田 俊彦君

総務大臣

総務副大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務委員会専門員

委員の異動

五月二十七日

補欠選任

鈴木 恒夫君

江藤 拓君

辞任

亀井 久興君

田中 英夫君

同日

辞任

江藤 拓君

鈴木 恒夫君

補欠選任

田中 英夫君

亀井 久興君

五月二十六日

真の地方分権の実現と地方交付税等の大幅削減

反対に関する陳情書(京都市上京区下立売通新

町西入藪之内町田坂幾太外八名(第一〇六号)

真の地方分権を確立するための三位一体改革の

実現等に関する陳情書(松山市二番町四の七の

二丹生谷道孝(第一〇七号)

情報通信基盤の推進等に関する陳情書(岐阜市

藪田南五の三四の五三塚本保夫(第一〇八号)

郵政事業の一体的なサービスの堅持に関する陳

情書(那覇市旭町一六の三〇島袋清徳(第一

〇九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期

付職員の採用に関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出第一二二三号)(参議院送付)

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出第一二四号)(参議院送

付)

○佐田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、地方公務員法及び地方

公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法

律の一部を改正する法律案及び行政機関の職員の

定員に関する法律の一部を改正する法律案の両案

を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。麻生総務

大臣。

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期

付職員の採用に関する法律の一部を改正する

法律案

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改

正する法律案

(本号末尾に掲載)

○麻生国務大臣 地方公務員法及び地方公共団体

の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部

を改正する法律案及び行政機関の職員の定員に

関する法律の一部を改正する法律案につきまして、

その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げま

す。

まず、地方公務員法及び地方公共団体の一般職

の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正す

る法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、地方分権の進展等に対応して地

方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進

するため、任期付採用の拡大などの任用及び勤務

形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運

営における公正性及び透明性の確保、人事委員会

及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置

を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

第一に、公務の能率的な運営等に資するため、

一定期間内に業務終了が見込まれる場合や一定の

期間に限り業務量増加が見込まれる場合に、任期

を定めて職員を採用することを可能にすることと

いたしております。また、窓口業務等のサービス

提供時間を延長する場合などにおいて、短時間勤

務職員の任期を定めた採用を可能にすることとい

たします。この場合の任期は、原則として、三年

を超えない範囲内で任命権者が定めることといた

しております。

第二に、職員が、大学等で修学する場合または

定年退職前の一定の年齢に達した場合において、

任命権者の承認を受けて部分休業を取得すること

ができることといたしております。この場合には、

休業時間分の給与を減額することといたしております。

第三に、地方公共団体の職員の人材育成を計画

的に推進するため、各地方公共団体において、研

修に関する基本的な方針を定めることとしており

ます。

第四に、地方公共団体の人事行政運営における

公正性及び透明性の確保を図るため、各地方公共

団体において職員の任用、給与等の状況等を住民

に公表することといたしております。

第五に、人事委員会及び公平委員会の事務とし

て、職員の苦情の処理の事務を追加することにも、

公平委員会を置く地方公共団体が、条例で定める

ところにより、公平委員会に競争試験等に関する

事務を行わせることができることといたしております。

以上のほか、関係法律について、所要の改正を

行うことといたしております。

引き続きまして、行政機関の職員の定員に関す

る法律の一部を改正する法律案について御説明申

上げます。

行政機関の職員の定員に関する法律、いわゆる

総定員法は、各行政機関の職員の定員の総数の最

高限度を法定することにより、行政機関の膨張を

抑制することを目的とするものであります。政府

としては、その範囲の中で、真に必要な分野には

適切に定員を措置しつつ、全体として定員の抑制

に努めてきたところであります。

現行の最高限度は、平成十三年一月の省庁再編

にあわせて設定されたものですが、この法律案は、その後の定員削減努力や国立学校の法人化等による定員の大幅な純減を踏まえ、最高限度を引き下げるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

現在五十三万四千八百二十二人とされている総定員法上の最高限度につきまして、省庁再編から平成十六年度までの定員の純減分二十万二千八百三十八人の引き下げを行うことにより、新たな最高限度を三十三万一千九百八十四人とすることとしております。

以上が、両法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○佐田委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る六月一日火曜日午後零時五十分理事會、午後一時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十四分散会

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律案

地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める。

第八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「勤務条件」の下に、「研修及び勤務成績の評定」を加え、同項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第

五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。

第八条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 前二号に掲げるものを除くほか、職員之苦情を処理すること。

第八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるものを除くほか、職員之苦情を処理すること。

第八条第三項中「第一項第九号及び第十号並びに第四項に掲げるものを除き、この法律に基くその権限」を「第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「基き」を「基つき」に、「事項」を「事務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十一号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

第九条第九項中「職」の下に「執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。」を加え、同条第十三項を削り、同条を第九条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(公平委員会の権限の特例等)

第九条 公平委員会を置く地方公共団体は、条

例で定めるところにより、公平委員会が、第

八条第二項各号に掲げる事務のほか、職員の

競争試験及び選考並びにこれらに関する事務

を行うこととすることができる。

2 前項の規定により同項に規定する事務を行

等を行う公平委員会」という。を置く地方公共団体に対する第七條第四項の規定の適用については、同項中「公平委員会を置く地方公共団体」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会(第九條第二項に規定する競争試験等を行う公平委員会をいう。以下この項において同じ。を置く地方公共団体」と、「公平委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、「公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八條第二項に規定する公平委員会の事務を処理させる」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会を置く」とする。

3 競争試験等を行う公平委員会は、第一項に規定する事務で公平委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は競争試験等を行う公平委員会の事務局長に委任することとができる。

第十一條第一項中「委員全員」を「三人の委員」に改め、同條第四項中「前三項」を「前各項」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項を同條第五項とし、同條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 人事委員会又は公平委員会は、會議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、二人の委員が出席すれば會議を開くことができる。

第十二條の見出しを「(人事委員会及び公平委員会の事務局又は事務職員)」に改め、同條第二項中「第九條第九項」を「第九條の二第九項」に改め、同條第九項を削り、同條第八項中「第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に改め、同項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、事務局を置き、事務局に事務局長その他の事務職員を置くことができる。

第十二條に次の一項を加える。

10 第二項及び第三項の規定は第六項の事務局長について、第八項の規定は第六項の事務局について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「人事委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と、第八項中「第一項の事務局」とあるのは「第六項の事務局」と、「人事委員会」とあるのは「競争試験等を行う公平委員会」と読み替えるものとする。

第十四條に次の一項を加える。

2 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

第十七條第二項中「人事委員会」を「人事委員会(競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九條まで、第二十一條及び第二十二條において同じ。を」に改める。

第二十一條第五項中「前四項」を「前各項」に、「除く外」を「除くほか」に改め、「人事委員会規則」の下に「競争試験等を行う公平委員会においては、公平委員会規則。次條第二項において同じ。」を加える。

第三章第四節中第二十六條の次に次の二條を加える。

(修学部分休業)

第二十六條の二 任命権者は、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、二年を超えない範囲内において条例で定める期間中、

一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下この条において「修学部分休業」という。)を承認することができる。

2 前項の規定による承認は、修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

3 職員が第一項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、条例で定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、修学部分休業に關し必要な事項は、条例で定める。

(高齢者部分休業)
第二十六条の三 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、当該職員に係る定年退職日(第二十八条の二第一項に規定する定年退職日)をいう。以下この項において同じ。から五年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼつた日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、高齢者部分休業について準用する。

第三十九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、研修の目標、研修に關する計画の指針となるべき事項その他研修に關する基本的な方針を定めるものとする。

第五十条第二項中「人事委員会の委員若しくは事務局長又は公平委員会の委員」を「委員又は事務局長」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(人事行政の運営等の状況の公表)
第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員

員(第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除く。)の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前二項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

第六十条第二号中「第九条第十二項」を「第九条の第十二項」に改める。

第六十一条第一号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

附則第五項中「第九条第十項本文」を「第九条の第十項本文」に改める。

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に關する法律の一部改正)
第二条 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に關する法律(平成十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」を削る。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条及び次項においては、同法第四十条第一項に規定する職員をいう。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「短時間勤務職員」とは、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「職員の任期を定めた採用」を付し、同条第三項中「人事委員会を」を「人事委員会(地方公務員法第九条第一項の規定により同項に規

定する事務を行うこととされた公平委員会を含む。以下同じ。)を」に改める。

第六条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、第四条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を一定の期間内に終了することが見込まれる他の業務に係る職に任用する場合その他同条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(以下この項において「任期付職員」という。)を任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、任期付職員を、その任期中、他の職に任用することができる。

第六条を第八条とする。

第五条第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、条例で定めるところにより、第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員又は任期付職員の任期が三年に満たない場合にあっては、採用した日から三年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第五条を第七条とする。

第四条第一項中「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「職員」の下に「又は短時間勤務職員」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四条又は前条の規定により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、三年(特に三年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合にあっては、五年。次条第二項において同じ。)を超えない範囲内で任命権者が定める。

第四条を第六条とする。

第三條の次に次の二條を加える。

第四條 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいづれかに期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいづれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限つて従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)
第五條 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいづれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(第二号にあっては、承認その他の処分)を受けて勤務しない時間に

ついて短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 一 地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認
- 二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第九条第一項の規定による承認

本則に次の一条を加える。

（地方公務員法の規定の読替え適用等）
第九条 任命権者が第五条の規定により短時間勤務職員を採用する場合における地方公務員法第二十二條第一項の規定の適用については、同項中「非常勤職員」とあるのは、「非常勤職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条の規定により採用された短時間勤務職員を除く。）」とする。

2 任命権者が第五条又は前条第二項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八条の五第三項の規定は、適用しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員法第九条の改正規定（「職」の下に「（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）」を加え、同条

第十三項を削る部分に限る。）、同法第十一条の改正規定及び同法第十二條の改正規定（同条第九項を削る部分に限る。）、公布の日

- 二 第一条中地方公務員法第八条の改正規定、同法第十四条に一項を加える改正規定、同法第三十九条の改正規定、同法第五十八条の次に一項を加える改正規定及び同法第六十一条の改正規定並びに附則第三条中地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九條第一項の改正規定（第二十六条を「第二十六条の三」に改める部分を除く。）、並びに附則第八条中地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十三條第一項の改正規定（第二十六条を「第二十六条の三」に改める部分を除く。）、及び同条第三項の改正規定 平成十七年四月一日

（地方自治法の一部改正）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項、第百四十一条第二項、第百九十六条第三項、第二百三十三條第一項及び第二百四十四條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（地方公営企業法の一部改正）
第三条 地方公営企業法の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（他の法律の適用除外等）」に改め、同条第一項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に、「第四項を除く。」を「第五項を除く。」、第十四條第二項に、「第二十六條を」「第二十六條の三」に、「第三十九條第三項」を「第三十九條第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認（第二号にあっては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」と

あるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「一条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあっては、同法第六十一条第八項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認）」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

（へき地教育振興法の一部改正）
第四条 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。
第五条の二第一項中「又は」を「若しくは」

第二十六条の二第一項及び第二十六條の三第一項 任命権者

（大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正）

第六条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「第九條第十項本文」を「第九條の二十項本文」に改める。

（地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の一部改正）
第七条 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「人事委員会」を「人事委員会（地方公務員法第九條第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会を含む。以下同じ。）を」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）
第八条 地方独立行政法人法の一部を次のように改正する。

に改め、「第二項」の下に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条」を加え、「再任用教職員」を「再任用教職員等」に改める。
第五条の三第一項中「再任用教職員」を「再任用教職員等」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
第五条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。
第四十七條第一項の表第十六條第三号の項の次に次のように加える。

市町村教育委員会

第五十三條第一項第一号中「第六項を除く。」を「第七項を除く。」、第十四條第二項に、「第二十六條」を「第二十六條の三」に改め、「第三十九條第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び第五十八條」を「第五十八條」に改め、「を除く。」の下に「並びに第五十八條の二」を加え、同条第三項の表第十四條の項中「第十四條」を「第十四條第一項」に改め、同条第六項中「第三條第一項及び第七條まで」に、「及び第五條第一項」を「同法第四條並びに第五條第一項及び第二項」に、「とする」を「と、同条第三項中「承認（第二号にあっては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定」とあるのは「規程」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同法第六條第二項並びに第七條第一項及び第二項中「条例」とあるのは

「設立団体の条例」とする」に改める。

理由

地方分権の進展等に対応して地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、任期付採用の拡大等の任用及び勤務形態の多様化、計画的な人材の育成、人事行政運営における公正性及び透明性の確保、人事委員会及び公平委員会の機能の充実等を図るための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十三万四千八百二十二」を「三十三万九千八百八十四」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の定員に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

理由

国立学校の法人化等を踏まえ、国の行政機関の職員の定員の総数の最高限度を引き下げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

総務委員会議録第二十号 平成十六年五月二十七日

平成十六年六月一日印刷

平成十六年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F